

令和7年12月2日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会会長 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

企業長 小 川 尋 海



適正な水道料金について（諮問）

このことについて、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

適正な水道料金について

2 諮問理由

本企業団の水道事業は、昭和46年に給水を開始して以来、基幹ライフラインとして市民生活及び社会経済活動を支える重要な役割を担っており、令和7年3月末現在、給水人口168,413人の地域住民の皆様へ水道水の供給を行っております。安心して良質な水道水を24時間365日、継続して安定供給することは企業団の使命であり、将来に向けてもその責任を果たしていかなければなりません。

しかし、近年は人口減少に加え、節水型社会への移行、昨今の物価高騰による節水意識の高まりなどにより水需要が低迷し、料金収入は年々減少し続けております。一方では、施設の老朽化への対応や地震災害等に備えた施設の強靱化など、今後益々の投資費用の増加が見込まれ、運営基盤の強化を図らなければ対処できない課題が山積している状況です。

つきましては、このような厳しい状況においても将来にわたり「安全」で「強靱」かつ「持続」可能な事業経営を図るため、令和9年度から水道料金のプラス改定を行いたく検討を進めており、適正な水道料金について、貴審議会のご意見を求めたく、ここに諮問します。